解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年二月六日に茨城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十八日

茨城県日立市助川町一丁目一番一号日立市役所内　日立市東滑川土地区画整理組合

清算人代表　小野﨑久輝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月十七日、長野地方裁判所飯田支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十八日

長野県下伊那郡天龍村平岡二六一四番地

光徳大神宮分宮神道光徳教平岡分教会

清算人　早川　将和

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十八日

大阪市阿倍野区松虫通一丁目一三番一〇号

特定非営利活動法人ＮＰＯ・ＯＬＳ

清算人　中尾　容子

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十八日

岡山県真庭市上水田六三二八番地

特定非営利活動法人ＮＰＯ英賀

清算人　上田　等

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十八日

広島県東広島市西条町吉行二一四九番地

特定非営利活動法人光輝会

清算人　湯浅　時榮

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十四年一月十七日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県鴻巣市関新田一八一〇番地一

清算法人川里広島土地改良区

代表清算人　新井　良治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月八日石川県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十八日

石川県金沢市広坂一丁目二番二三号

財団法人北国文化事業団

代表清算人　古田　佳男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月二十二日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十八日

静岡県浜松市天竜区西藤平一四九一番地

社団法人上阿多古報徳社

代表清算人　大冨部睦夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十八日

三重県多気郡大台町熊内一五九番地

社団法人熊内報徳社

代表清算人　廣田　幸照

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十八日

三重県多気郡大台町菅木屋二〇三番地

社団法人菅木屋報徳社

代表清算人　吉田　禮二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十八日

大阪府大阪市中央区本町橋二番五号

社団法人大阪府中小企業総連盟

代表清算人　山口　春夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月二十五日開催の責任役員会により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十八日

大阪市天王寺区生玉町七番六号　誠の宮

清算人　樫山　雅昭

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十八日

長崎県南島原市口之津町丙二一〇四番地

財団法人口之津海員協会

清算人　小野沢　勇

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月二日開催の理事会の決議並びに石川県知事の許可により、平成二十四年一月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十八日

石川県七尾市本府中町ヲ部三八番地

財団法人大井中日奨学福祉財団

清算人　田中　修

第２期決算公告　平成24年2月28日号

東京都新宿区揚場町２番20号

株式会社ベストクリエイト

代表取締役　川野　尚吾

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	518,503
	固定資産	366,983
	繰延資産	453
	合計	885,940
負債及び純資産の部	流動負債	515,620
	固定負債	107,100
	株主資本	263,220
	資本金	417,650
	資本剰余金	387,643
	資本準備金	387,643
	利益剰余金	△542,072
	その他利益剰余金	△542,072
	（うち当期純損失）	(158,353)
	合計	885,940

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億六千六百二十万円減少して、四千七百三十九万八千円を資本準備金へと振り替え、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を五億七千三百五十九万千円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十四年三月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十四年二月二十八日

東京都新宿区揚場町二番二〇号

株式会社ベストクリエイト

代表取締役　川野　尚吾